

大学ファンドの制度概要等

令和6年10月

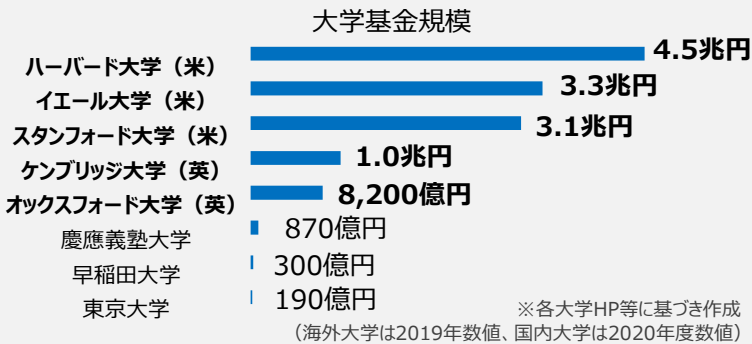
世界と伍する研究大学の実現に向けた 大学ファンドの創設

令和4年度財政投融资計画額	4兆8,889億円
令和3年度補正予算額	6,111億円
※令和3年度財政投融资計画額	4兆円
令和2年度補正予算額	5,000億円

背景・課題

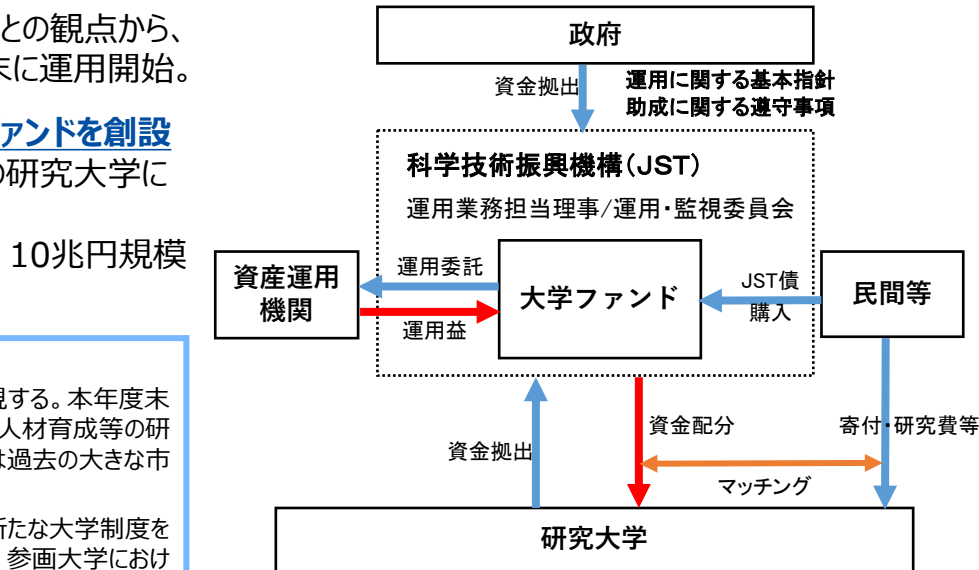
- 近年、我が国の研究力は、世界と比べて相対的に低下。他方、**欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用**し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大。
- 大学は多様な知の結節点であり、最大かつ最先端の知の基盤。我が国の成長とイノベーションの創出に当たって、**大学の研究力を強化することは極めて重要**。
- 我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、**大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築**するため、これまでにない手法により**世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資**を実行する。

欧米主要大学の基金規模



事業内容

- 我が国においても、世界と伍する研究大学を構築していくことが重要との観点から、**科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置**し、令和3年度末に運用開始。
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、**10兆円規模の大学ファンドを創設**し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、我が国の研究大学における**研究力を抜本的に強化**する。
※6,111億円の政府出資金を措置することで自己資本を拡充し、10兆円規模においても従来の自己資本比率を維持。



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

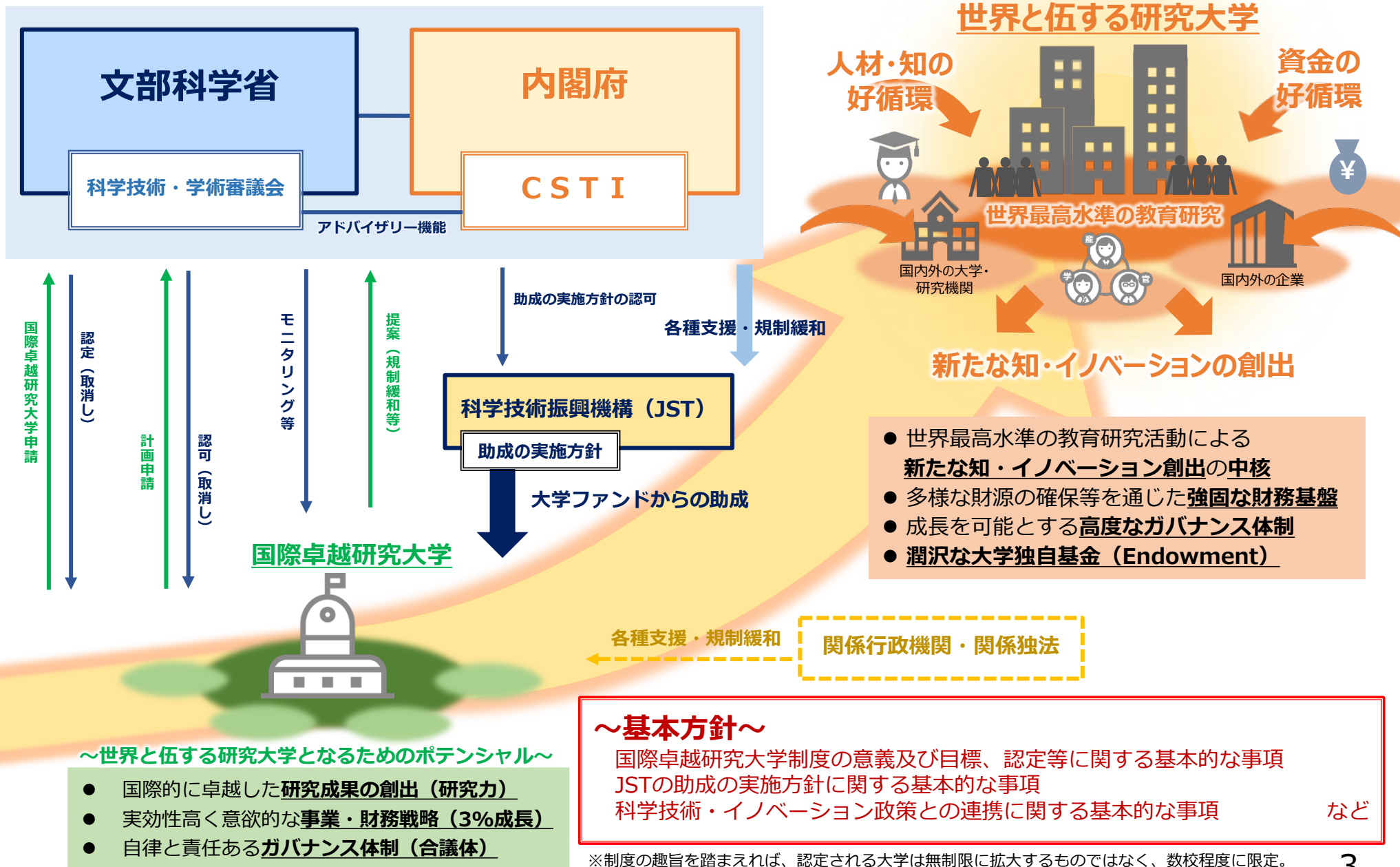
世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末目途に運用を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を促進する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。併せて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成等を行う。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。

将来の研究基盤：大学の研究施設、トップ研究者の呼び込み、スタートアップ創成基盤、博士課程学生などの若手人材等

国際卓越研究大学制度の全体像（イメージ）

文部科学省 世界と伍する研究の実現に向けた制度改正等のための検討会議
「制度改正に向けた論点整理」
（抜粋）を一部修正



研究大学に対する支援全体像

世界と伍する研究大学



(大学ファンドによる大学の支援)

特定分野で世界トップレベルの研究拠点を形成



地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ) による支援

特定分野で第一線の研究者が世界から糾合する優れた研究環境と、極めて高い研究水準を誇る大学への支援策

個人に着目した優秀な博士課程学生への支援

基礎研究からイノベーション創出を一貫通貫で行い、大型の産学連携を推進



産学官で共創の場を形成し

組織対組織の大型産学連携を推進し社会実装を目指す大学への支援策

産学官連携を推進し、地域の産業振興や課題解決に貢献



地域社会において地方創生に向けて大学のポテンシャル活用を行う取組への支援策

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

趣 旨

我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において、政府出資や長期借入等により調達した資金を運用するとともに、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務（助成業務）を行うために必要な措置を講じる。

概 要

1. 資金の調達

JSTが、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、JST債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる。

2. 資金の運用

資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託などの方法により安全かつ効率的に行うこと等を規定する。

3. 運用の管理

- ① 助成業務に係る資金の運用に当たり、文部科学大臣は運用資産の構成の目標、資金の調達等に関する基本指針を定めてJSTに示し、これに基づきJSTは運用の基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。
- ② 資金運用を担当する理事（文部科学大臣承認）を置き、金融、資産運用等の専門家を充てるとともに、同分野の学識経験者・実務経験者からなる運用・監視委員会（文部科学大臣任命）を設置する。

4. 業務の追加

助成業務及び国立大学寄託金運用業務をJSTの業務に追加する。

5. 損益処理

助成業務及び国立大学寄託金運用業務について、利益及び損失の処理の特例を設ける。

施行 期 日

公布の日から起算して二十日を経過した日（令和3年2月23日）

(参考) 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の概要

趣 旨

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による助成等について定める。

制度のポイント

国公私の設置形態にかかわらず、世界と伍する研究大学となるポテンシャルのある大学を認定し、大学ファンドによる助成等、総合的な支援を行う。

概 要

1. 基本方針の策定等【第2条、第3条関係】

- 国際卓越研究大学の認定、計画の認可、JSTの助成等に関する基本方針を文部科学大臣が策定。
- 国は、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育研究の特性に配慮。

2. 国際卓越研究大学の認定【第4条関係】

- 以下の①、②に関して一定の基準を満たす大学を、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学(国際卓越研究大学)として文部科学大臣が認定。
 - ① 研究及び研究成果の活用の実績・体制 ② 効果的な資源配分等を行う運営体制、研究と管理運営の業務の役割分担等の業務執行体制、財政基盤

3. 計画の認可・JSTの助成等【第5条～第8条関係】

- 国際卓越研究大学の①研究等の体制強化の目標、②目標を達成するための事業内容、③資金の額及び調達方法等を記載した計画を文部科学大臣が認可。
 - ・ 事業の内容：研究環境の整備充実、若年研究者の育成、国際的に卓越した能力を有する研究者等の確保、研究成果活用のための技術者等の育成、研究成果活用のための環境の整備充実
- JSTは基本方針に即して文部科学大臣の認可を受けて実施方針を定め、②に関し助成。

4. 報告の徴収等及び認定・認可の取消し【第4条、第9条～第11条関係】

- 文部科学大臣による認可計画の実施状況に関する報告の徴収等。
- 認定・認可基準を満たさなくなったとき等には文部科学大臣による認定の取消し、計画認可の取消し。

5. 附則(関係法令の一部改正等)

- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に、多様な専門的知見を有する者の参画が得られるようにするため検討を行い、特に国立大学法人の経営管理体制の改革を早急に進める。
- 3. の助成に係るJSTの業務の範囲の追加。等

※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)からの意見聴取等を行う。

施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年11月頃を予定）

JSTの資金運用にかかる基本的な枠組み ～運用目標～

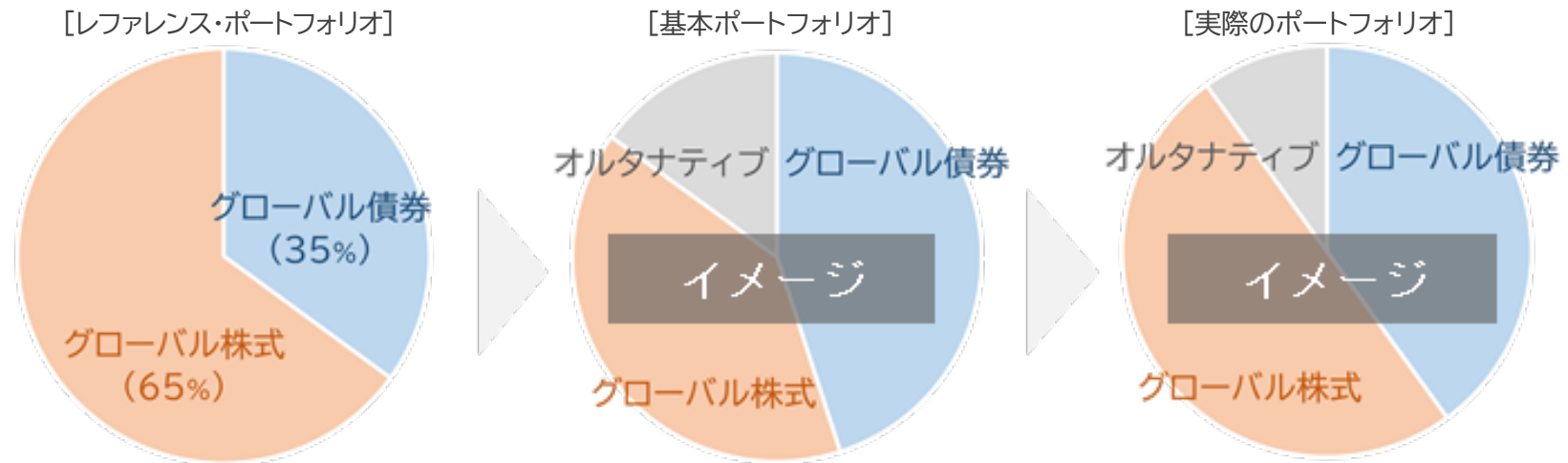
内閣府「大学ファンドの資金運用の基本的考え方」における主旨

- 機構の資金運用で取るべきリスクの範囲を示す「許容リスク」を国が定めるために、グローバル株式及びグローバル債券の資産構成割合からなる「レファレンス・ポートフォリオ」を設定。
 - 運用目標の達成に向け、国が定めた許容リスクが適切であることを、レファレンス・ポートフォリオの年次検証を通じて確認する。また、5年に1度は当該ポートフォリオの見直しを検討する。
-
- 以下を総合的に勘案し、機構がポートフォリオ運用において取り得るリスクを「許容リスク」として国が予め定める。
 - 運用収益率目標の観点：世界と伍する研究大学の実現に向けて、研究力強化に必要とされる助成資金を長期的に確保できること（支出目標率3%+長期の物価上昇率以上）
 - リスクとリターンの観点：国内外の経済全体の成長を収益化すべくグローバル市場の投資環境を踏まえ長期的に期待できるリターンの水準とそのリスク
 - 財務健全性の観点：長期運用目標を達成するためのポートフォリオを構築するまでの一定の時間軸の下で、支援継続のためのバッファー確保を含む自己資本の拡充に十分配慮した財務基盤の形成
 - 運用目標収益率の達成が見込まれるグローバル株式およびグローバル債券の資産構成割合を「レファレンス・ポートフォリオ」として設定し、当該ポートフォリオが持つボラティリティを許容リスクとする。
 - 機構は許容リスクの範囲内で運用利回りを最大化するようポートフォリオを定めて資金運用を行う。
 - 国は、レファレンス・ポートフォリオで期待されるリターンとリスクを年次で検証し、既定の許容リスクが直近の市場環境等を踏まえても運用目標の達成に向けて引き続き適切であることを確認する。また、少なくとも5年に1度はレファレンス・ポートフォリオの見直しを検討する。

JSTの資金運用にかかる基本的な枠組み ～レファレンスポートフォリオ（許容リスク）～

内閣府「大学ファンドの資金運用の基本的考え方」における主旨

- JSTでは、国が定めたレファレンス・ポートフォリオ（グローバル株式：グローバル債券＝65：35）のリスクの範囲内でリターンを最大化するよう、基本ポートフォリオを検討する。
- リスクが同等である限り、JSTが具体的な資産配分を定め、法令において定められている投資対象の範囲において、投資対象とする資産を適切に選択し運用する。

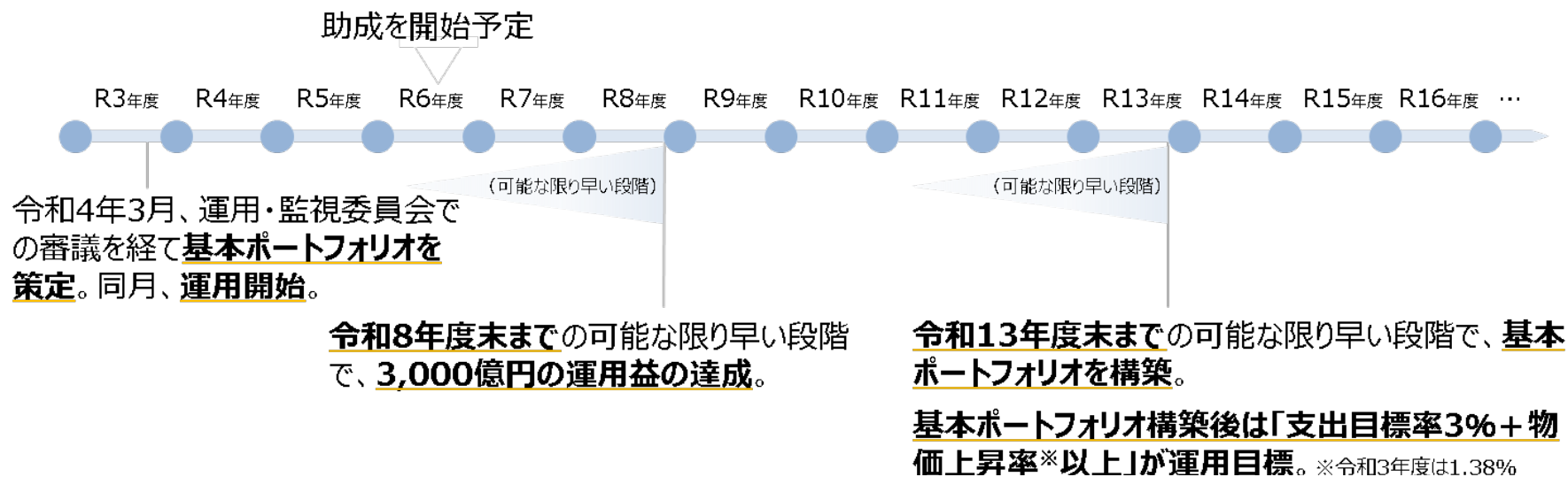


※ 対象資産・資産構成割合等はイメージ。実際の割合とは異なる。

JSTの資金運用にかかる基本的な枠組み ～運用立ち上げ期～

内閣府「大学ファンドの資金運用の基本的考え方」より抜粋

- 10年以内の可能な限り早い段階で長期運用目標を達成するためのポートフォリオ構築を目指す。運用当初の立ち上げ期は、許容リスクの範囲内で、バッファの構築等も十分踏まえつつ、ポートフォリオの移行にかかる計画及びそれを踏まえたポートフォリオを策定する
- 運用実績、運用手法等について、年度の公開資料をわかりやすいように工夫する。情報公開に当たっては、市場への影響等に留意する。特に、基本ポートフォリオが構築されるまでは、運用実績等のみに公開をとどめるなど、透明性を確保しつつ、戦略的な取り組みを進める



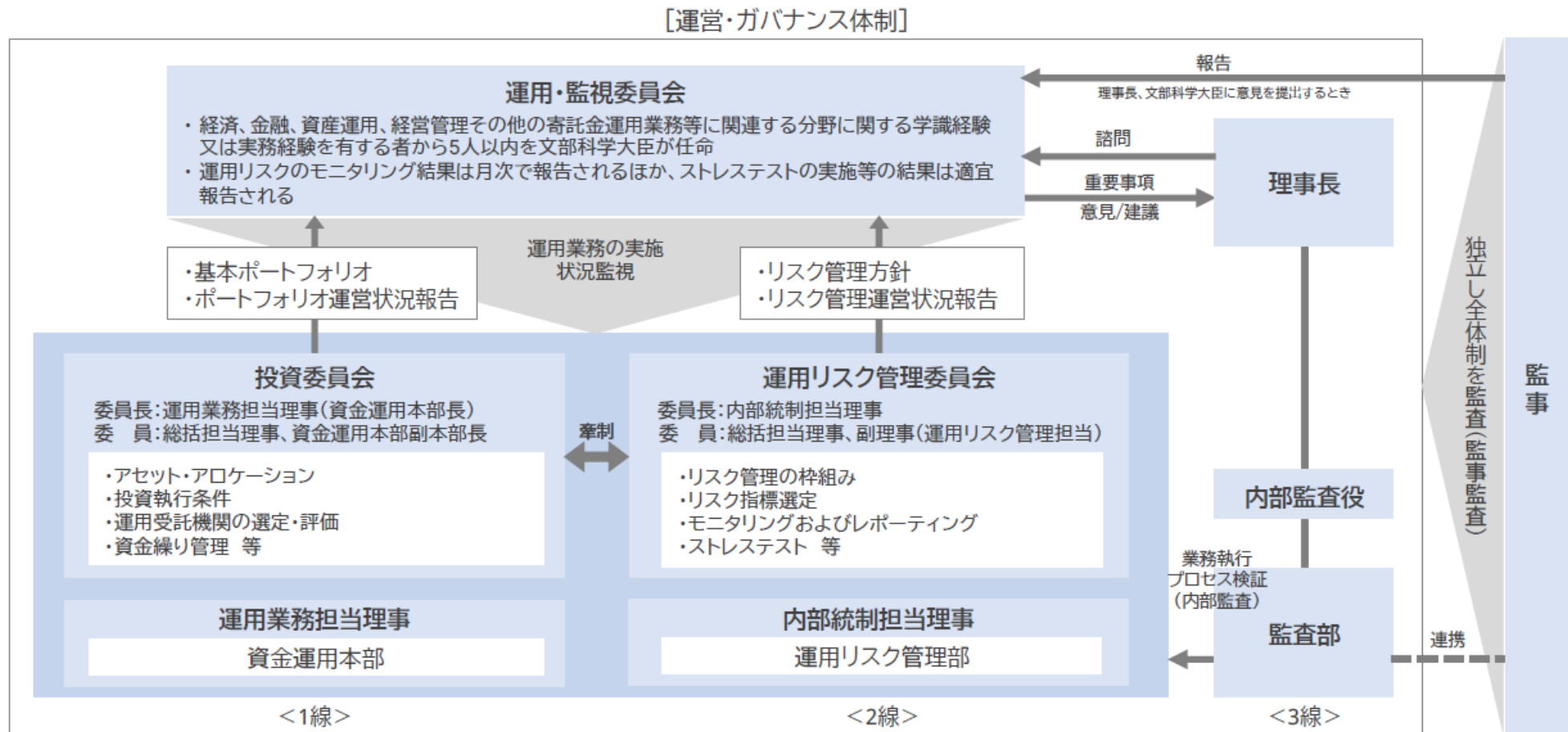
JST「助成資金運用の基本方針」（文部科学大臣認可）におけるポイント

- ポートフォリオ構築への影響に鑑み基本ポートフォリオは非公開とし、年度末時点の資産構成割合については毎年度業務概況書の中で公表する。
- バッファの確保等も十分踏まえつつ、可能な限り早く基本ポートフォリオに沿った資産構成割合を実現するよう計画的な移行を行う。

大学ファンドの運用に係るJSTのガバナンス体制

ポイント

- 投資部門（1線）、リスク管理部門（2線）により業務運営上の牽制体制を構築し、監査部門（3線）がこれを監査する3線防衛によるガバナンス体制を構築。
- 運用・監視委員会は、文部科学大臣が任命する外部の有識者で構成され、重要事項の審議、運用業務の監視を行い、必要に応じて理事長に建議することができる。



※その他、会計監査人監査も実施（合わせて三様監査）。さらに会計検査も受検。

基本指針・基本方針に定める報告事項に該当した際のJSTの対応

- 報告事項に該当した場合は、市場環境やJSTの運用手法の見直しの要否等について専門家である運用・監視委員会で審議・判断し、対策を実施
 - ➡文部科学大臣は、その内容を踏まえ（財務省の意見も聞きつつ）対策の適否や、基本方針の変更命令等の対応の要否を判断
- ※ネットの実現損失が3期*連続した場合には、事業の見直しの判断を行うことを想定

*会計年度

元日銀副総裁の中曽委員長をはじめとする**金融や資金運用等の専門家5名以内**で構成
(文部科学大臣任命)

報告事項

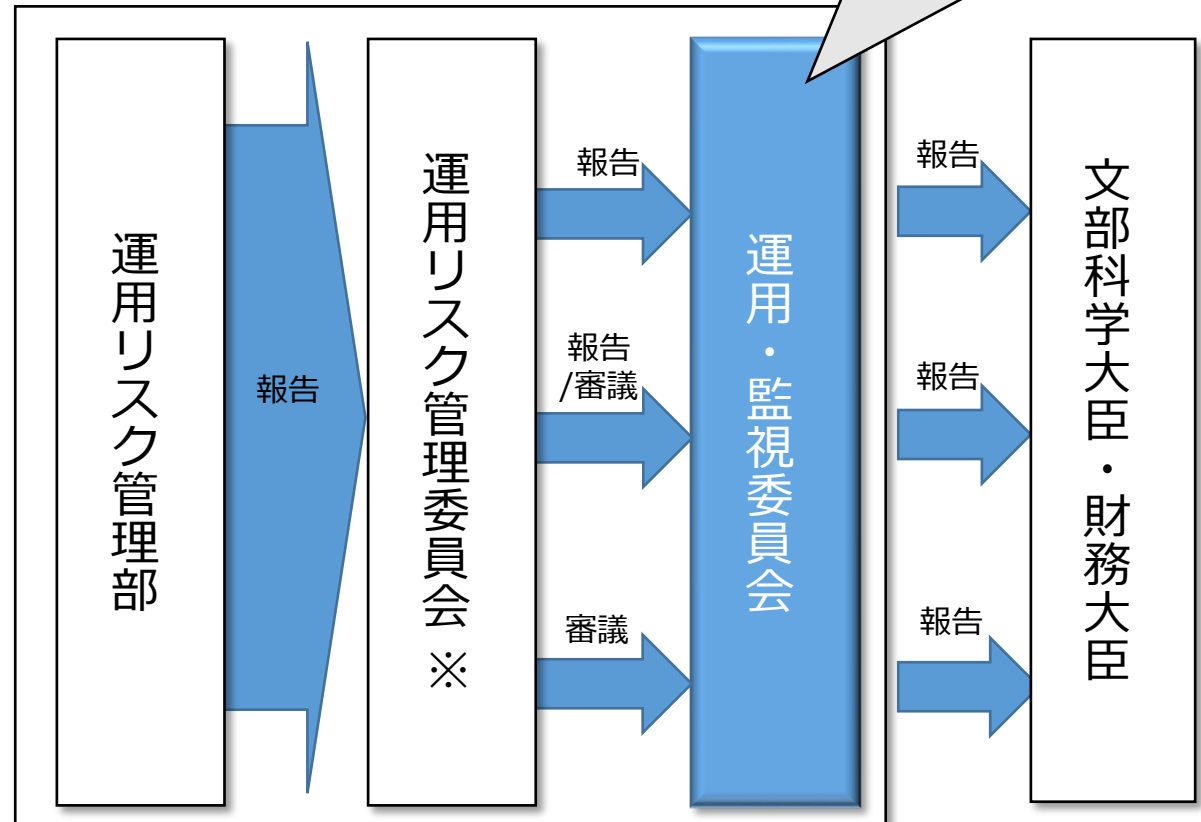
資産評価額が
財政融資資金の残高を下回る

年度初来の総合収益率が
基本ポートフォリオの
標準偏差の-1倍、-2倍を下回る

ネットの実現損失※（単年度、
累計）が資本金を超過する

※評価損とは異なり、実現益と実現損（事務経費等の支出を含む）を相殺等した上で算出される損失

科学技術振興機構（JST）



※上記のケースでは、原則、投資委員会と同時の開催を想定